

京都外国語短期大学 学生の海外渡航に関する規程

(昭和60年5月2日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都外国語短期大学の学生（以下「学生」という。）が海外渡航を行う場合の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 外国の大学又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする学生については、「京都外国語短期大学留学規程」の定めるところによる。

(提出書類)

第2条 学生が海外渡航を行おうとする場合は、出発前に、次の各号に掲げる書類を、学生支援部長を経て学長に提出しなければならない。ただし、休学する場合は、これとは別に休学の手続きをしなければならない。

(1) 海外渡航届

(2) 海外渡航計画書（旅行日程表を含む）

(3) その他、特に提出を求める書類

2 学生が団体で海外渡航を行おうとする場合は、前項に掲げるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

参加者名簿

(様式等)

第3条 前条の規定により提出すべき書類の様式その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、執行部会議の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(平成11年4月1日改正、平成19年4月1日改正、平成21年1月29日改正、平成27年2月25日改正、令和5年6月7日改正、令和6年3月14日改正)